2026 年 11 月 10 日

こども家庭局　丸山　佳子　殿

福祉局　八乙女　悦範　殿

神戸市職員労働組合　民生支部

人見　佐智子

民生支部要求書　2026

市民生活の安定と福祉の推進を図るために、勤務労働環境の改善、福祉施策の一層の充実をお願いしたい。

1、 市民の権利保障のため、年度通じてすべての正規、任期付、会計年度任用職員等の人員配置は、欠員がないように、当局が責任をもって雇用すること。特に休職者や、短時間勤務が重複する職場には、過員を配置すること

2、 誰もが働きやすい職場環境の整備のため、執務スペースの拡大、休憩室等の改善に努めること。職場での不当要求、様々なハラスメントなどに対しては、毅然とした組織的対応をし、職員が安心して職務に専念できる環境をつくること

3、 本庁職場では、正規職員や福祉専門職、及びシステムに精通した職員が不足している。過密労働や恒常的な時間外勤務を改善し、人員配置や業務の見直しをすること

4、 保育所については、児童福祉法第 24 条1項の「市町村による保育実施義務」を遵守すること
① 今ある公立保育所は公立で存続させること
② 国の3歳児、4･5歳児の配置基準を正規職員の増員で早急に完全実施させること。幼児クラスは複数担任にすること。0.1.2 歳児についても基準の見直しをすること
③ 恒常化した枠拡大は定員化し、正規保育士で対応すること。住民ニーズがある保育所での枠拡大縮小、受け入れ人数の縮小を行わないこと
④ すこやか保育支援制度は認定制度の見直しを職場の実態に合わせて再検討すること。対象児の保育時間に合わせて安全に保育できる人員配置を行うこと
⑤ 全保育所に、地域子育て支援担当保育士を正規配置し、地域子育て支援の体制充実を図ること

5、 児童発達支援センターが担っている、訪問支援や地域支援の継続、拡大、充実のための体制強化をすること

6、 こども家庭センターは、「新たな児童虐待体制総合強化プラン」に基づいて体制や専門性を強化すること
① 子どもの命と安全を守るため、虐待相談･通告件数の増に見合った人員体制にすること
② 一時保護所は、すべての時間帯において、基準を満たす職員配置をすること。特に、第三者評価での指摘に基づいて、体制を抜本的に改善すること。異動については十分な配慮をすること

7、 若葉学園については求められる専門的対応が可能な体制を確保すること

8、 更生センターについては、公立での運営を堅持すること

9、 会計年度任用職員、育児休業等代替任期付職員、再任用職員の処遇改善を行うこと。国の非常勤職員の給与に関する指針の改正に準じて、神戸市でも住居手当、扶養手当の支給を再任用も含めて実施すること

以上